

家庭教育講座（2019年9月20日）

## 「いじめ」について考える

～「子どもの権利条約」からの問いかけ～

公益社団法人子ども情報研究センター理事  
田中 文子

### ●「いじめ」は子どもの教育問題というより、おとなも含めた社会が抱える人権問題

子どもが小学校入学を控えると、いじめられないか、いじめっ子にならないか、親の心配事のひとつになります。と同時に、私たちおとな自身も、家庭で、職場で、近隣で、人間関係の悩みは尽きないのではないのでしょうか。無理解や偏見、嫉妬やさげすみ等々に出会うことは少なくありません。さまざまに多様な人間が集団で生活するとき、相互に理解し合うことはそう簡単なことではなく、小さな違いが上下関係になって、いじめる・いじめられる関係に陥ってしまうことがあります。その集団を避けたり、逃げたりできること、嫌だ、やめて、おかしいと言えること、そんな一人ひとりの個人が尊重される（人権）関係づくりが求められているのだと思います。

### ●「いじめ」の定義や加害者の厳罰化、「いじめ一掃！」で解決するだろうか？

「いじめ」を苦に死を選ぶ子どものニュースは親のみならず社会を不安にさせ、防衛、隠蔽に走る学校の姿勢に批判が噴き出します。これまで痛ましいニュースが出るたびに、「いじめ」防止の議論が繰り返されてきました。1980年代、1990年代、2000年代、2010年代。2013年には「いじめ防止対策推進法」が成立し、学校は、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を義務付けられています。けれども、集団生活において、いじめる・いじめられる、という人間関係の葛藤はさまざまに起こります。そして「いじめ」対策と特化しているために、何を「いじめ」とするのかという「いじめ」の定義が問題になってしまうのです。いじめる子どもも多くの問題を抱えており、上から倫理観を諭す道徳を強化したり、処罰して解決するものではないでしょう。「いじめ一掃！」というかけ声も、学校を追いつめるのではないのでしょうか。

### ●「子どもの権利条約」から見えてくる“人権擁護者としての子ども”

「子どもの権利条約」は1989年に国連で採択され、1994年に日本でも批准された国際人権法です。この法の最も大きな特徴は、子ども（0～18歳の人）は未熟で護られるだけの人ではなく、意見を表明し、その意見が相応に尊重されなければならないという社会への参加の考え方を明示したことです。意見とは、言葉によるものに限らず、表情や涙、しぐさも意見だとしています。子どもの意見を聴く環境づくりが大切でしょう。

「いじめ」対策として特化しては、ますます現実の人間関係をもつれさせていくばかりだと感じます。「いじめ」は私たちが生きる社会が抱える問題で、子どもたちも悩み、考えています。おとなが諭し、指導するという姿勢ではなく、子どもと一っしょに、多様な個性や矛盾を抱えて生きる一人ひとりを尊重する関係をどのようにつくっていくのか考えたいと思います。

### ●子どもと一っしょに読んでみませんか？

『ことばのかたち』（講談社）

『まっくらネリノ』（偕成社）

『タンタンタンゴはパパふたり』（ポット出版）